

【注意】
大学生年代（22歳到達後最初の3月31日）までのお子様（うち1人以上は高校生以下）が3人未満の場合は申請不要です。（※第3子以降加算の算定対象とはなりません。）

（パターン1）高校等を卒業するお子様【A】がいる場合

高校等を卒業後もお子様【A】を継続して養育し、生活費等の経済的負担がありますか。

はい

申請が必要です。
「額改定認定請求書」
「監護相当・生計費負担についての確認書」
を提出してください。

いいえ

申請は不要です。

（パターン2）短期大学・専門学校等を卒業するお子様【B】がいる場合

短期大学・専門学校等を卒業後もお子様【B】を継続して養育し、生活費等の経済的負担がありますか。

はい

申請が必要です。
「監護相当・生計費負担についての確認書」
を提出してください。

いいえ

申請は不要です。

（パターン3）高校等を卒業するお子様【A】と短期大学・専門学校等を卒業するお子様【B】がいる場合

高校等を卒業後もお子様【A】を継続して養育し、生活費等の経済的負担がありますか。

はい

短期大学・専門学校等を卒業後もお子様【B】を継続して養育し、生活費等の経済的負担がありますか。

はい

大学生年代の子（【B】を除く）と、高校生年代以下の子を合わせて3人以上養育していますか。

はい

申請は不要です。

申請が必要です。
「額改定認定請求書」
「監護相当・生計費負担についての確認書」
を提出してください。

いいえ

短期大学・専門学校等を卒業後もお子様【B】を継続して養育し、生活費等の経済的負担がありますか。

はい

大学生年代の子（【A】を除く）と、高校生年代以下の子を合わせて3人以上養育していますか。

はい

申請は不要です。

申請が必要です。
「監護相当・生計費負担についての確認書」
を提出してください。

いいえ